

山梨県公報

第二千六百九十二号

平成二十九年

四月二十七日

木曜日

山梨県知事 後藤 斎

目次

告示

- 道路の区域変更(三件)……………三二五
- 道路の供用開始(二件)……………三二六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三二六

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三二六
- 平成二十九年調理師試験の実施……………三二七
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………三二七
- 土地改良区役員の退任及び就任……………三二一
- 基本測量の終了……………三二四
- 公共測量の終了(三件)……………三二四
- 公共測量の実施……………三二四
- 使用料の収納事務の委託……………三二四
- 人事委員会……………三二四
- 職員に関する規則の一部を改正する規則……………三二四
- 平成二十九年山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………三二五
- 監査の結果に基づく措置状況……………三三三

告示

山梨県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
北都留郡小菅村字大夏地	二三九番一地先	三・三	四・一	一三・四 三六・一	三四・六
		一三・四	二八・四		
北都留郡小菅村字大夏地	二一〇六番一地先	一三・四	二八・四	三四・六	三四・六

山梨県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
都留市大野字松猪沢山	三五二六番一地先	一〇・二	四九・五	八・四 四六・七	六〇・八
		四九・五	六〇・八		
都留市大野字松猪沢山	三五二六番一地先	一〇・二	四九・五	八・四 四六・七	六〇・八

山梨県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
都留市下谷字姥沢二八一一番一地从先から 都留市四日市場字瀬中官有無番地先まで	一〇・五〃 三五・一	一一・〇〃 四一・四	一四三・六	一四三・六

山梨県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字松猪沢山三五二六 番一地从先から 都留市大野字松猪沢山三五二六 番一地从先まで	一二五・九	平成二十九年 四月二十 七日

山梨県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年五月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	戸沢谷村線	都留市下谷字姥沢二八一一番一 地从先から 都留市四日市場字瀬中官有無番 地先まで	一四三・六	平成二十九 年四月二十 七日

山梨県告示第百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定の年月日 平成二十九年四月二十日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市下今井字古屋敷九十二番四
- 三 指定道路の幅員 最大幅員五・〇メートル 最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十二・二七メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年四月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人凜の里芦川
 - 2 代表者の氏名 原安仙
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市芦川町中芦川五百八十九番地

- 4 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及び観光客に対して、先人たちが築きあげてきた歴史的建造物である古民家の魅力とその価値を発信し、古民家の保全・再生・活用に関する事業、また地域イベントの企画・運営、出店事業等を行い、伝統的な町並みの保存と地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年四月二十一日から同年五月二十一日まで

● 平成二十九年年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十九年年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成二十九年七月一日（土）午後一時から午後三時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目 試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 公衆衛生学
- 2 食品学
- 3 栄養学
- 4 食品衛生学
- 5 調理理論
- 6 食文化概論

- 四 受験資格 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの
- 五 受験願書受付期間 平成二十九年五月二十二日（月）から同月二十六日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。
- 六 受験願書提出場所 住所地を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。
- 七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類
- 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の

- 長若しくは営業主又はその配偶者若しくは二親等内の血族である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
- 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートルかつ横四・五センチメートルのもの）
 - 八 受験手数料 六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。）

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字芋籠一五七三	西田篤五郎、白田金作、川口猪之松、西田彦十郎、望月市太郎、望月利十良、深沢金泰、深沢重六、望月宗正、川口茂吉、望月爲逸、深沢勇治郎、望月種吉、深澤倉治郎、深澤一雄、望月恵之助、望月富平、望月喜時、望月光吉、望月彦一郎、大野相馬、望月由松、望月栄吉、望月直吉、望月市作、深沢萬平、深澤長作、深沢勝三郎、望月権太郎、望月富重郎、望月英雄、大野留吉、佐野時治郎、渡辺寿恵虎、深沢吉松、佐野清太良、佐野まつ子、望月龍之助、樋川正明、

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一七四	西田金重
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一七六	菅沼和夫
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一七七	齊藤義直
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一七九	齊藤登
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八〇	西田五朗、望月宗利、望月八左エ門
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八一の一、一一八六、一一九八、字上ノ山一二八六の一	百瀬吉通
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八一の二	望月孝明
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八二	笠井政重、笠井光雄、齊藤勇逸、笠井忠重
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八三、一一八七、一一八八	西田五朗、望月宗利、望月倉吉
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の一	望月政幸
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の一〇	細田吉郎
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の一	中里はる
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の二三	松田務
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の一四から	安川日出夫
	下田宗一
一一八四の一六まで、一一八四の五	
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の一七	小山希王
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の四、一一八四の六から一一八四の八まで	有限会社泉商事
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八四の九	有限会社フレンドリース
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八五	望月幹譽
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二六八	渡辺哲夫
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二七一、一二九七、一二九八の一	笠井義平
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八八の一	齊藤基喜
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八九	京島重資
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九四	矢尾板能茂
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九五の一、一二九六	松田秀子
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九九	笠井芳
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一三〇四の一、一三〇五	笠井一雄、天野大吉
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二三一	京島榮一
南巨摩郡早川町草塩字上霞九六三、九六四、九七六	渡辺與左エ門ほか四十四名

南巨摩郡早川町草塩字上霞九七八（次の図に示す部分に限る。）

望月重團、渡辺竹重、高橋万典、渡辺けい、望月清重、深沢一良、佐野清吉、佐野延雄、望月市太郎、望月芳太郎、望月保之助

南巨摩郡早川町草塩字上霞九七九（次の図に示す部分に限る。）

望月栄、望月宗正、深沢正行、佐野サト、佐野清、佐野金三、高橋通正、小菅衛、高橋万典、里吉睦美

南巨摩郡早川町笹走字荒金一〇九六、一一〇七

深松榮、中込芳吉

南巨摩郡早川町笹走字荒金一一〇六、一一〇八

望月源松

南巨摩郡早川町笹走字荒金一一三二

望月富五郎

南巨摩郡早川町笹走字荒金一一三五

深沢文吉

南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一五八、一一六〇の
一、一一六一の一、一一七三、一一七六、一一七七、
一一七八の一、一一七九の一

上田賢儀
河西政孝

南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一六一

望月福松

南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一六九

阿部商事株式会社、埼栄商事株式会社

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二二五

保坂為右エ門

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二二六、一二二七

西田鳶五郎

七

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二三四

深澤良知

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二三一、一二三四、
字栗山一二四〇八

深澤一雄

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二三八

深澤倉治郎

南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二四三、一二四五、
五

西田妙子

南巨摩郡早川町塩之上字釜土一二四七、一二四八、
字栗山一二二四

西田金重

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四〇一、一四〇三

川村謙二

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四〇六、一四四二

深沢庄左エ門

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四一六

望月種吉

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四一七、一四四六

望月爲逸

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四二三

望月三男

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四四一

川口優

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四四九

望月喜時

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四五二

望月毅

南巨摩郡早川町塩之上字向山一二三九一、字播磨平二
〇三四、字屋根下二四〇七、二四〇九、字日向二四
七〇、二四七一

望月忠兵衛

南巨摩郡早川町塩之上字向山一四〇〇	深澤幸作
南巨摩郡早川町塩之上字日向二四七三、二四七五、二四七六	齊藤芳政
南巨摩郡早川町塩之上字日向二四九二の内一、二四九九の内一、二四九九の内二、二五二〇の内一	望月栄吉、望月直吉、望月今一、深澤萬平、深澤長作、深澤良知
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五二二	望月一秀、望月英雄
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五一四	西田孫右工門、深沢庄左工門

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。
- 2 早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月十六日山梨県告示第五十三号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方	通知の相手方
指定施業要件変更予定保安林の所在場所	
南巨摩郡早川町雨畑字稲又三一一〇の一、三一一〇の四、三一一〇の六、三一一三の五、三一一三の六	望月恒利
南巨摩郡早川町雨畑字稲又三二二二	荻本喜男
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八四の三	深澤義治
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九二の四	深澤三男
南巨摩郡早川町新倉字肩背三三四二の二	望月一男
南巨摩郡早川町新倉字大平二八六〇の一〇〇	望月逸平
南巨摩郡早川町新倉字大平二八六〇の九四	望月逸平、倉本昌洋
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇六	深澤ひち
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇七	深澤よしの
南巨摩郡早川町大原野字居村一六〇八	深澤進
南巨摩郡早川町大原野字居村一六九二	望月正康
南巨摩郡早川町大原野字居村一六九三、一六九八	佐野貞信
南巨摩郡早川町赤沢字峠一〇〇二	望月菊太郎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月十六日山梨県告示第五十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四一の一	京島永安、深沢一
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四一の一〇、二〇七四から二〇七九まで	京島永安
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五〇	渡辺幸來、渡辺玲一
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇七一	京島永安、渡辺幸來、渡辺玲一
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の一一九	望月光江
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の一二三、	辻雄司

二九三三の七六

南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の七二	小菅文清
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の九二（次の図に示す部分に限る。）	望月敏正
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の九四、二九三三の内七八	辻賞子
南巨摩郡早川町新倉字大鏡二八五九の内一三七・二八五九の内一三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八五九の内一三九	深沢源一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月十六日山梨県告示第五十五号

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年四月二十七日

- 一 退任
- 山梨県知事 後 藤 斎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
平賀忠治	横森正元	横森幸久	横森和人	平賀俊英	望月賢治	平賀久二男	横内政彦	横森亨	石宮政二	近藤友文	氏名	
番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二六八四	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二五〇八	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二六一三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二六一五	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二四七四	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二一〇四	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二五八〇	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二五〇五	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二二二二	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二二四七	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二三四〇	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十九年三月三十一日	退任年月日	

二 就任

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
相山泰	平賀元雄	名取宗男	横森敦彦	宮川英男	鶴田紫郎	小田切立治	横森雅徳	横森栄人	平賀政孝	海瀬隆		
番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二一八四	番地二 斐崎市穂坂町三ツ沢二四九三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢一九五二	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢三三四〇	斐崎市穂坂町柳平二四五番地	番地 斐崎市穂坂町宮久保六二五三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二一四三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二二五九	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二八二五	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二七〇三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二六三三		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 平成二十七年十一月二日から平成二十八年二月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（修正数値図化及び編集（GISレベル五百地形図））

二 測量の地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町（甲府市上下水道局給水区域内）

三 測量の期間 平成二十八年七月二十九日から平成二十九年三月十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（数値地形図データ作成 レベル二千五百）

二 測量の地域 南都留郡忍野村全域

三 測量の期間 平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

二 測量の地域 昭和町全域

三 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十九年四月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 委託の相手方 東京都渋谷区東二丁目十七番九号MYビル 株式会社パークジャパン

二 委託に係る使用料 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場の使用料

三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

職員任用に関する規則の一部を改正する規則
職員任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四職員採用試験（大学卒業程度）の項第三号の表中

学芸員Ⅰ	学芸
学芸員Ⅱ	
学芸員Ⅲ	

員の資格

を

学芸員Ⅰ	学芸員の資格
学芸員Ⅱ	
学芸員Ⅲ	
その他人事委員会が必要と認める試験職種	別に定める

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 平成二十九年山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
平成二十九年山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。
平成二十九年四月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	65名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	5名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	1名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	3名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	5名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	9名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	13名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	5名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・工事監理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	1名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	司書	2名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	学芸員Ⅱ	1名程度	県立博物館等において、日本中世史を中心とした歴史学の調査研究、展覧会の企画運営、資料等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事する。
	学芸員（古環境）	1名程度	県立博物館等において、古環境学（動植物考古学・自然史学等）の調査研究、展覧会の企画運営、資料等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事する。
文化財主事	3名程度	山梨県埋蔵文化財センター等において、埋蔵文化財発掘調査、研究、史跡及び考古資料の活用等の業務に従事する。	
建築設備	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。	

研究（林業）	1名程度	山梨県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する研究等の業務に従事する。
警察鑑定研究（機械）	1名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、主に機械に関する鑑定研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者）

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成6年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成30年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成30年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成30年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成30年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は平成30年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員Ⅱ	学芸員の資格を有する者又は平成30年3月31日までに資格を有することとなる者
学芸員（古環境）	学芸員の資格を有する者又は平成30年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
- エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
- コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（保健師、司書、学芸員Ⅱ、学芸員（古環境）及び文化財主事は除く。）
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※保健師、司書、学芸員Ⅱ、学芸員（古環境）及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職

に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成29年5月16日(火)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

・平成29年5月16日(火)から平成29年6月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

・郵送の場合は、平成29年6月1日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

・平成29年5月16日(火)から平成29年5月24日(水)まで

・平成29年5月24日(水)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

・午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成29年6月25日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成29年7月9日(日)	
	第2回 平成29年7月29日(土)～8月3日(木) のうち指定する1日	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	<p>教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】</p>	<p>行政Ⅱ 以外 40点</p>	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
		<p>行政Ⅱ 20点</p>	
	<p>専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】</p>	<p>40点</p>	<p>各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野は別掲のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・司書は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・学芸員Ⅱ、学芸員（古環境）及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	<p>自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】</p>	<p>60点</p>	<p>自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。</p>
第2次試験	<p>人物試験</p>	<p>140点</p>	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。</p>
			<p>社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。</p> <p>表現力、積極性、創造性等について個別面接（2回）を行う。</p>
	<p>論文試験 【試験時間90分】</p>	<p>20点</p>	<p>文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。</p>
	<p>身体検査</p>	<p>—</p>	<p>次に掲げる職種にあつては、職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて、身体検査書により検査を行う。</p> <p>（警察鑑定研究（機械））</p> <p>視力及び色覚について、職務遂行に支障がないか医療機関において検査を行う。</p> <p><基準></p> <p>視力：両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。</p> <p>色覚：職務遂行上支障がないこと。</p>
	<p>資格調査</p>	<p>—</p>	<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。</p>

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、行政Ⅰ・Ⅱについては、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験(行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験)の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成29年6月30日(金)

イ 最終合格者発表 平成29年8月17日(木)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、約191,200円(平成29年4月1日現在)である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取

得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験（集団討論）及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成29年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、
警察行政	経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、児童サービス論
学芸員Ⅱ	歴史学（日本中世史）、博物館学、語学（英文和訳）
学芸員（古環境）	古環境学（動植物考古学・自然史学等）、博物館学、語学（英文和訳）
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学、文化財保護行政論
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学・制御、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（林業）	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
警察鑑定研究（機械）	数学・物理、材料力学、液体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県監査委員
佐藤佳臣
小泉久司
渡邊英機
浅川力三
同
同
同

定例監査（平成28年度上期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成28年11月28日発行（山梨県公報号外第64号）山梨県監査委員告示第8号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	総合政策部 政策企画課（国際総合戦略室）
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年8月1日、8月26日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条では「経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と定められているが、合理的な理由がないにもかかわらず、特急料金が高い経路で支給されているものがあった。</p>	<p>1)（発生源の検証結果）旅行者が、自己の利便性により乗換駅を指定し旅費を計算していたが、当該駅での乗換えが安価であるかの確認を行わなかったため、高い経路で旅費が計算された。また、旅行命令決裁者及び旅費支払い担当者も、確認を行わなかったため、高い経路（乗換え）での支払が行われたものである。（今後の対応策等）既に、過払いとなっていた旅費については、差額分の返納処理を行ったところである。今後は、乗換駅を固定せず、「経済的かつ合理的な通常の経路」により旅費の計算が行われるよう、職員への周知・指導を徹底し、適切な事務処理を行っていく。</p>

監査対象所属	総合政策部 広聴広報課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月29日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（物品1）</p> <p>1) 平成28年度の組織改編に伴い、平成27年度まで使用し、廃止した広聴広報長印について、山梨県公印規程第5条第2項に定める公印保管台帳が作成されていなかった。</p>	<p>1)（発生源の検証結果）山梨県公印規程第5条第2項に定める公印保管台帳についての認識が不足していた。（今後の対応策等）平成28年度の公印保管台帳については、指導を踏まえ作成した。今後は山梨県公印規程の周知徹底を図り、適切な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	県民生活部 県民生活・男女参画課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年6月3日、7月12日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (給与2)	1) 平成27年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。 2) 平成27年3月24日付けで退職した臨時職員について、控除する必要のない社会保険料を平成27年4月支給の賃金から控除し、雑部金に滞留したままとなっていた。	1) (発生原因の検証結果) 所得税還付金における現金支給者の把握及び記帳等の処理が不十分であったため、職員への支給が遅れ給与資金前渡職員口座に滞留してしまつた。 (今後の対応策等) 現金支給者の把握を確実に行うとともに、給与支払日等に給与資金前渡職員口座を必ず記帳し、チェックを徹底することで再発防止に努める。 2) (発生原因の検証結果) 社会保険制度に対する理解が不十分であったため、必要のない社会保険料を賃金から控除してしまつた。また、雑部金受払簿の確認作業が不十分であったため雑部金として滞留してしまつた。 (今後の対応策等) 直ちに該当職員へ説明するとともに返還を行った(平成28年6月29日返還済)。今後は、社会保険制度の熟知及び雑部金受払簿の確認作業を入念に行うことにより再発防止に努める。

監査対象所属	県民生活部 生涯学習文化課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年6月1日、7月12日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 公有財産の使用許可において、使用許可期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の公有財産管理に対する理解が不十分であったため、移動報告に漏れがあつた。 (今後の対応策等) 総務部長に対し、速やかに移動報告書を提出した(平成28年6月6日提出済)。再発防止策として、課内職員に対し、今回の指導事項と対応状況をまとめた資料を回覧し、再発しないよう注意を促した。

監査対象所属	県民生活部 世界遺産富士山課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年6月3日、7月12日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (財産1、工事1)	1) 公有財産及び借受財産について、移動報告がされていないもの及び台帳が作成されていないものがあつた。 ①借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条に定める借受財産台帳が作成されていないもの及び移動報告が行われていないものがあつた。 ②公有財産の使用許可事務において、使用料を改定したものと及び使用許可期間を更新したものについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がされていないものがあつた。 2) 富士山世界遺産センター展示工事において、契約内容が山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されていない	1) (発生原因の検証結果) 公有財産管理業務の事務手続に関する理解・認識が不十分であったため、①及び②とも「移動報告」が適切に行われていなかった。 (今後の対応策等) 総務部長への移動報告を実施するとともに、公有財産台帳等を印刷し、財産の管理に利用するなど、漏れなく移動報告を行う体制を整えた。 2) (発生原因の検証結果) 富士山世界遺産センター展示工事にあたり、「山梨県公共事業ポータルサイト」に入札公告を掲載し、落札者を決定した。決定後に本来であればポータルサイトに契約情報の掲載を行わなければならないところ、事務手続に関する理解・認識が不足していた。 (今後の対応策等) 指導後、直ちに「山梨県公共事業ポータルサイト」に契約情報の掲載を行った。

監査対象所属	県民生活部 私学・科学振興課	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年6月9日、7月12日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 県立大学授業料 先数 3件 803,700円	1) (今後の対応策等) 県立大学の法人移行時(平成22年4月)に引き継いだ未収授業料のうち、残り3件は未納者が遠方に在住しており、既に授業料未納により除籍処分となつており、指導後、3件の未納のうち、1件267,900円については収納されたところであり、今後も引き続き収納に向け督促を行う。

監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月8日、8月4日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (重点1)	1) (発生原因の検証結果) 平成27年5月19日付け出管第297号「公共料金の支払に係る自動口座振替について」の一部改正通知において、「まとめて資金前渡しした場合、手書きの前渡資金出納書・精算書を作成すること」と定められていた。当該では前渡資金出納書・精算書を作成し、支出命令者への提出は行われていたが、会計管理者への提出(回議)が行われていなかった。
	1) (発生原因の検証結果) 平成27年5月19日付け出管第297号「公共料金の支払に係る自動口座振替について」の一部改正通知において、「まとめて資金前渡しした場合、手書きの前渡資金出納書・精算書を作成すること」と定められていた。当該では前渡資金出納書・精算書を作成し、支出命令者への提出は行われていたが、会計管理者への提出(回議)が行われていなかった。
	出納局管理課に確認したところ、会計管理者への提出時期については特に決まりはないことであったが、今回対象となった前渡資金精算書については、会計課指示により直ちに会計課に提出、回議した。 今後は、通知の内容をよく確認するとともに、担当内で処理手続を確認し、適切な処理と再発防止に努める。
監査対象所属	総務部 人事課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月28日、8月29日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (給与1)	1) (発生原因の検証結果) 1) 昨年度の定例監査で、扶養手当の認定において、扶養親族のうち1人の支給額が加算されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため指導事項とした。今年度の監査でも、扶養手当の認定において、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。
	1) (発生原因の検証結果) 年に1度の手当確認の際に、扶養親族簿に記載漏れがないか確認するよう通知されていたが、それを失念していたことが原因である。(今後の対応策等) 扶養手当を支給している部内全職員の扶養親族簿への記載事項と、認定されている実際の支給額の確認を行い、記載漏れがあった職員については、現時点の支給内容を記載した。今後は、扶養親族簿による確認を徹底し、再発防止に努める。
(指導事項) 2件 (給与2)	1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与
	1) (発生原因の検証結果) 振替勤務を行った職員と庶務担当者との連絡不足が原因である。(今後の対応策等)

額に25/1000の割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	支給不足があった職員については、8月分給与にて不足額を支給した。今後振替勤務を行った際には、庶務担当者への連絡を徹底するとともに、時間外勤務の集計の際には、前月分の実績だけではなく、それ以前の勤務状況についても再度確認を行う。
2) 職員の宿日直手当について、業務宿日直手当とすべきところ、通常の宿日直手当として支給していたため、支給不足となっていた。	2) (発生原因の検証結果) 防災危機管理宿日直の申請時に勤務状況システムで業務宿日直の選択入力すべきところ、職員が誤って通常の宿日直の選択入力を行い、当該所属長がそのまま命令してしまつたことが原因である。(今後の対応策等) 誤りのあった職員については、業務宿日直手当の金額を8月分給与にて支給した。今後は部内各課に対し、宿日直の勤務区分について再度確認し、誤りのないよう申請および命令してもらうことを周知徹底する。
監査対象所属	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年8月1日、8月29日
	監査の結果
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) (今後の対応策等) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 恩給の過払い金 過年度分 先数 1件 812,200円
	1) (今後の対応策等) 平成25年10月に債務者が死亡。保証人(債務者の妻)や相続人に対し督促を行った結果、平成27年12月に保証人から債務承認書及び分割納付誓約書が提出され、平成28年1月以降は分割納付され、引き続き、収入未済の解消に向けて取り組む。
2) 産業廃棄物処分委託基本契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に契約保証金免除条件及び契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。また、印紙税の課税文書に該当しないが、収入印紙が貼付消印されていた。	2) (発生原因の検証結果) 未設定の契約条項については、契約書の内容確認が不十分であった。また、収入印紙については、印紙税額の確認が不十分であった。(今後の対応策等) 契約書の条項については、毎年度必要項目の確認を徹底し、収入印紙税額については、契約時の確認を徹底し、再発防止を図る。
監査対象所属	総務部 税務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年8月3日、8月29日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 1) 全額前金払を行っている事務委託において、事業完了後に契約書第6条に基づく委
	1) (発生原因の検証結果) 全額前金払を行っている場合に、実績報告